

令和8年分以後 所得税の基礎控除等の引上げ

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除等の引上げが見直しされました。

昨年の令和7年度税制改正において基礎控除の特例による加算は、令和8年分も決まっていますがさらに上乗せされています。年末調整を迎える前に、今一度、確認しておきたい改正となります。

令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税に適用されるのは「基礎控除の引上げ」「給与所得控除の最低保障額の引上げ」「扶養親族等の所得要件の改正」の3つです。

この3つについて、説明いたします。

※なお、令和8年11月30日までの給与の源泉徴収事務については変更ございません。

令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されます。

基礎控除の引上げ

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注3）〕	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注1）		改正前（注1）	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円（注2）	99万円（注2）	95万円（注2）	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円（注2）	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円（注2）	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)			63万円（注2）	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	



（注1）

所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

（注2）

62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

（注3）

「給与所得控除の最低保障額の引上げ」の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

（注4）

合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円 （注1）	その収入金額×30%＋8 万円 （69 万円未満となる場合は、69 万円）	65 万円
190 万円超 220 万円以下			その収入金額×30%＋8 万円



（注1）

給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の4）の適用後の給与所得控除額となります。

（注2）

給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。



令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合

その給与等に係る給与所得の金額については、上記にかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69 万 1,000 円以上 74 万 1,000 円未満	74 万 1,000 円以上 219 万 1,000 円未満	219 万 1,000 円以上 219 万 3,000 円未満	219 万 3,000 円以上 219 万 6,000 円未満	219 万 6,000 円以上 220 万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 －74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族等の区分	所得要件 （注1） （令和 8・9 年分における収入が給与だけの場合の収入金額 （注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
特定親族	62 万円超 123 万円以下 （136 万円超 197 万円以下）	58 万円超 123 万円以下 （123 万円超 188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 （136 万円超 207 万円以下）	58 万円超 133 万円以下 （123 万円超 201 万 5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）



（注1）

合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

（注2）

改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。